

令和7年2月7日

お客様各位

松江市八幡町 796 番地 33
荒木燃料株式会社
代表取締役社長 石松 俊之

LP ガス料金体系等の変更について（お知らせ）

拝啓 余寒の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は当社の LP ガスをお買い上げいただき厚く御礼申し上げます。

さて、この度、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律が改正されました。それに伴い、以下に示すとおり LP ガスに関する法改正、取引適正化及び料金透明化に向けた取り組みを明示し、それに基づいた新料金体系を 2025 年（令和 7 年）4 月検針分より採用いたします。上記の件について、ご理解を賜りますようお願い、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

☆法改正の内容

- （1）過大な営業行為の制限（2024 年 7 月 2 日施行）
 - 1 正常な商習慣を超えた利益供与の禁止
 - 2 LP ガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約締結の禁止
- （2）三部料金制の徹底（2025 年 4 月 1 日施行）
 - 1 LP ガス料金を請求する場合、基本料金、従量料金、設備料金に分けて通知することを義務付け（設備費用の外だし表示）
 - 2 電気エアコンや Wi-Fi 機器等、LP ガス消費と関係のない設備費用の LP ガス料金への計上禁止
 - 3 賃貸住宅向け LP ガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止
- （3）LP ガス料金等の情報提供（2024 年 7 月 2 日施行）
 - 1 賃貸住宅の入居希望者に対する LP ガス料金等の事前提示の徹底
 - 2 入居希望者から直接要請あった場合の対応義務
 - 3 不動産関係者を通じた情報提供努力義務

☆当社の対応

以上のことについて、当社は法改正以前より積極的に取組んで参りました。

今般、法改正の趣旨をより反映した社内体制・料金体系とし、お客様の信頼に応えられるよう努力し続けます。

以上